

議案第17号

加西市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

加西市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

加西市長 高橋 晴彦

## 加西市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関し必要な事項は、次条に規定するもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準をもって、その基準とする。

### (暴力団の排除)

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。）は、加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者であってはならない。

### (委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(審議資料)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部が改正され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関し、必要な事項を定めるもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

## 【概要】

### (1) 特定乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）を行う事業者のうち、市から「特定乳児等通園支援事業者」として確認を受けた者が、乳児等のための支援給付金（公費）を受けて実施する事業

### (2) 条例制定の目的

市が事業者の「確認」を行う際や、その後の運営を指導・監督する際の「ものさし」となる運営基準を定めるもの。これにより、適切な事業運営と公費支出の適正化を図る。

### (3) 条例の根拠となる基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）の主な内容

利用定員： 事業者が定めるべき利用定員の遵守

運営のルール： 利用者への内容説明と同意、受給資格の確認、適切な記録の整備

安全・質の確保： 職員の配置基準の遵守、事故発生時の対応、苦情処理体制の整備

適正な会計： 給付金の受領に関する会計の区分と透明性の確保

その他： 虐待の防止、秘密保持、暴力団排除に関する規定

政策等の形成過程説明資料		令和8年3月定例会		
議案等の件名	議案第17号	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="radio"/> 条例	
	加西市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について		その他( )	
<b>①【政策等を必要とする理由】</b>				
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により創設される「乳児等のための支援給付」を適切に実施するため、事業者の「確認」を行う際の判断材料となる「運営に関する基準」を条例において定める。これにより、利用者の利便性と安全性を確保し、適正な事業運営を図ることを目的とする。				
<b>②【検討した他の政策等の内容】</b>				
<b>③【他の自治体の類似する政策との比較】</b>				
乳児等通園支援事業を実施する全ての市町村で策定が必要				
<b>④【総合計画における位置づけ】</b>				
	基本方向	6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり	
	基本計画	21	安心できる子育て支援	
○その他の計画(該当する場合にのみ記載)				
	計画名称	第3期加西市子ども・子育て支援事業計画		
	策定年度	令和6年度		
	計画期間	令和7年度～令和11年度		
<b>⑤【関連する法令及び条例、規則】</b>				
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号) 加西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年加西市条例第11号)				
<b>⑥【政策実現に係る事業費及び財源】</b> (単位:千円)				
総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
7,592	5,694			1,898
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入				
<b>⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】</b>				
事業を実施する園に対し、国4分の3、県8分の1、市8分の1により給付費を支払う。				
<b>⑧【市民参加の状況】</b> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)				
<b>⑨【政策の効果予測】</b>				
【利用者】 運営基準が明確化されることで、どの事業所を利用しても一定水準以上の安全で質の高い支援が受けられるようになる。また、公的な給付(特定乳児等通園支援給付)の手続きが適切に行われることで、経済的負担が軽減される。				
【事業者(施設)】 事業者が遵守すべき事項(人員配置、事故防止、会計処理等)を定めることにより、運営ルールが明確化され、適正かつ安定した事業運営が可能となる。				
【市】 事業者に対する適切な指導・監督の法的根拠が確立される。これにより、不適切な事案の発生を未然に防止し、公費(給付金)の適正な執行体制が確保される。				
担当部局	担当課	添付資料の有無		
教育委員会	こども未来課	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		